

函館工業高等専門学校国際交流貸与金規程

平成24年1月23日

函高専達第14号

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校教育研究支援基金規程第3条に掲げる事業のうち国際交流に関連する事項について、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)に在籍する学生に、国際交流貸与金(以下「貸与金」という。)を貸与することで経済的な負担軽減を図るための貸付制度について定める。

(貸与金貸与の条件)

第2条 貸与金の貸与を受けることができる者は、本校に在籍している学生で、経済的理由により支援を必要とする者とする。

(貸与額)

第3条 貸与金の貸与額は、在籍期間中、一人総額10万円までとする。ただし、校長が特に必要と認める場合は、その額を超えて貸与することができる。

(申請)

第4条 貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本規程の趣旨を踏まえ、連帯保証人と連署のうえ別紙様式1の申請書を、校長へ提出しなければならない。

(決定)

第5条 校長は前条の規定による申請があったときは、その貸与の適否を、申請書を審査のうえ決定する。

2 校長は、審査の結果、貸与金の貸与を決定したときは、別紙様式2-1の決定通知書を申請者に交付する。

3 校長は、審査の結果、貸与金の貸与を決定しなかったときは、その理由を附して別紙様式2-2の不承認通知書により申請者に通知する。

(借用証書)

第6条 貸与金の貸与を受ける者(以下「借受人」という。)は、連帯保証人と連署のうえ別紙様式3の借用証書を校長へ提出しなければならない。

(利息)

第7条 貸与金は無利息とする。

(貸与金返還誓約書)

第8条 借受人は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ別紙様式4の誓約書を校長に提出しなければならない。

- 一 本科在学中に貸与を受けた場合は、本科を卒業したとき。
- 二 専攻科在学中に貸与を受けた場合は、専攻科を修了したとき。
- 三 退学、転学及び編入学したとき。
- 四 貸与を取消されたとき。

(返還)

第9条 借受人は、前条各号の一に該当する場合は、原則としてその事実が生じた月の翌月から2年以内に貸与金を返還しなければならない。

(返還猶予)

第10条 校長は、借受人が次の各号の一に該当する場合は、申請により貸与金の返還の猶予をすることがある。

- 一 本科卒業後又は専攻科修了後に高等専門学校専攻科、大学又は大学院に進学(大学に編入学等し、当該大学卒業後に大学院に進学した場合を含む。)したとき。
 - 二 災害又は傷病によって返還が困難になったとき。
 - 三 その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難になったとき。
- 2 申請は、別紙様式5の申請書により校長に提出するものとし、校長が特に必要と認めた場合には、その事由を証する書類を添付するものとする。
- 3 校長は、前項の申請書を受理したときは、猶予の適否を審査し、貸与金の返還の猶予を決定したときは、別紙様式6-1の決定通知書により借受人に通知する。
- 4 校長は、審査の結果、貸与金の返還の猶予を決定しなかったときは、その理由を附して別紙様式6-2の不承認通知書により借受人に通知する。

(債権管理等)

第11条 この規程に基づき貸与した貸与金の債権に関する管理等については、独立行政法人国立高等専門学校機構債権管理規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第111号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構が定めるその他の通知等の定めるところによる。

(事務)

第12条 貸与金に関する事務のうち申請書の受理及び貸与決定に関する事務は学生課が、借用証書の受理、貸与金の返還猶予及び貸与金の債権管理等に関する事務は総務課が行う。

2 貸与金に関する事務の総括は、学生課にて行う。

(その他)

第13条 貸与金に関し、この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月23日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年2月18日から施行する。

2 この規程の施行の際、すでに貸与を受けている借受人については、この規程に基づき貸与したものとみなす。

附 則(平成27年12月22日函高専達第14号)

この規程は、平成27年12月22日から施行する。

国際交流貸与金貸与申請書

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

私は、函館工業高等専門学校国際交流貸与金規程の趣旨をふまえ、次のとおり国際交流貸与金の貸与を受けたいので、申請します。

1 申請者(学生本人の自筆押印)

申請者	学籍番号	
	氏名	印
	所属・学年	
	現住所	〒

2 連帯保証人(保証人の自筆押印)

保証人	氏名	印
	現住所	〒
	電話番号	
	申請者との続柄	

3 申請理由

理由	
----	--

4 貸与希望金額

希望金額	円
------	---

5 返還の方法

返還方法	返還月	返還回数	通常返還金額(円)	最終返還金額(円)
一括	年 月	1回		円
月賦	毎月	回	円	円
半年賦	毎年 月・ 月	回	円	円
年賦	毎年 月	回	円	円

6 振込口座

銀 行		本店		普 通
信用金庫		支店		当 座
口座番号		口座名義		

別紙様式 2—1(第 5 条関係)

国際交流貸与金貸与決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

(連帯保証人)

様

函館工業高等専門学校長



年 月 日付けで申請のあった国際交流貸与金の貸与については、下記のとおり貸与することに決定しましたので、函館工業高等専門学校国際交流貸与金規程第 5 条第 2 項の規定により通知します。

なお、貸与金受領後は、「国際交流貸与金借用証書」を速やかに提出してください。

記

貸与金額 金 円
返済方法
利息 無利息

別紙様式 2-2(第 5 条関係)

国際交流貸与金貸与不承認通知書

年 月 日

(申請者)

様

(連帯保証人)

様

函館工業高等専門学校長



年 月 日付けで申請のあった国際交流貸与金の貸与については、審査の結果、下記の理由により不承認となりましたので、函館工業高等専門学校国際交流貸与金規程第 5 条第 3 項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に函館工業高等専門学校長に対して異議申立てをすることができます。

記

○不承認の理由

別紙様式 3(第 6 条関係)

国際交流貸与金借用証書

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

借用金額	金	円
------	---	---

私は、国際交流貸与金として上記の金額を借用いたしました。
つきましては、函館工業高等専門学校国際交流貸与金規程に従い、滞りなく返還いたします。

本人 (借受人)	学籍番号	
	氏名	印
	所属・学年	
	現住所	〒
連帯保証人	氏名	印
	現住所	〒
	電話番号	
	申請者との続柄	

国際交流貸与金返還誓約書

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日付け決定通知により貸与を受けた函館工業高等専門学校国際交流貸与金について、函館工業高等専門学校国際交流貸与金規程を遵守し、以下の返還方法等により貸与金返還の義務を履行することを誓約いたします。

年 月 日

(借受人)

学籍番号

住 所 〒

ふりがな

氏名(自署) ⑩

電話番号 () —

○貸与金額 金 円

○返還の方法

返還方法	返 還 月	返還回数	通常返還金額	最終返還金額
		回	円	円

○卒業後の進路等

(1) 進路： 就職 ・ 進学 (どちらかを○で囲む)

(2) 就職又は進学先の名称：

上記の誓約を誠実に履行させることはもとより、万一義務の不履行があるときは、私が連帯して返還の義務を負います。

年 月 日

(連帯保証人)

住 所 〒

ふりがな

氏名(自署) ⑩

電話番号 () —

借受人との関係(続柄)

別紙様式 5(第 10 条関係)

国際交流貸与金返還猶予申請書

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

私は、次のとおり国際交流貸与金の返還の猶予を受けたいので、申請します。

1 申請者

申請者	学籍番号	
	氏名	印
	所属・学年	
	現住所	〒

2 貸与金額

貸与金額	円
------	---

3 返還猶予申請期間

返還猶予申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで
----------	------------------

4 申請理由

理由	
----	--

5 返還の方法

返還方法	返還月	返還回数	通常返還額(円)	最終返還額(円)
一括	年 月	1回		円
月賦	毎月	回	円	円
半年賦	毎年 月・ 月	回	円	円
年賦	毎年 月	回	円	円

別紙様式 6—1(第 10 条関係)

国際交流貸与金返還猶予決定通知書

年 月 日

(借受人)

様

(連帯保証人)

様

函館工業高等専門学校長



年 月 日付けで申請のあった函館工業高等専門学校国際交流貸与金の返還の猶予については、下記のとおり猶予することに決定しましたので、函館工業高等専門学校国際交流貸与金規程第 10 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 猶予金額
- 円
- 2 猶予期間
- 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 猶予理由

別紙様式 6—2(第 10 条関係)

国際交流貸与金返還猶予不承認通知書

年 月 日

(借受人)

様

(連帯保証人)

様

函館工業高等専門学校長



年 月 日付けで申請のあった函館工業高等専門学校国際交流貸与金の返還の猶予については、審査の結果、下記の理由により不承認となりましたので、函館工業高等専門学校国際交流貸与金規程第 10 条第 4 項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に函館工業高等専門学校長に対して異議申立てをすることができます。

記

○不承認の理由